

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

有田市水道事務所より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年間)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年間)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年間)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に以下の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ⑤配水管へ穿孔工事を行う場合は、給水装置工事配管技能者証

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書(各種写真)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
- ・納税証明書
(入手できる最新のもの)
- ・事業所の所在がわかる位置図

●手数料 10,000円

お問い合わせ
水道事務所 水道課
TEL (0737)83-2141